

様式 1 [申し合わせ事項]:【委員会、全協：共通様式】

[氏名： 中村 等]

三重県地方自治研究センター上席研究員兼事務局長 議会事務局研究会共同代表の高
沖秀宣氏全員協議会研修を受けました。

①研修所感

講師が話された広報公聴について「広報は、町民の声、意見を聴きモニター制度を進めるべき。」と「町民の意見をいかに取り入れるか。」そして講義の中で話された「議員として政策を掲げるべき。」との提案は納得でき参考となった。

「広報公聴委員会について今後は進めるべき」との見解であり、異論は無いのですがまずは、本町の「委員会」の在り方を検証すべきだと思いました。

委員会には、常任委員会と特別委員会の2種類があり国会での委員会ではそれぞれ検討するテーマが決まっています。

町議会の委員会は、国会議員の委員会を参考に地方公共団体に運用している(関係条例は地方自治法 109 条)ものである。

当初国会には両院とも 16 の常任委員会が置かれたが、1980 年衆議院に環境委員会と科学技術委員会が新設されるなどたびたび改定されております。

委員は会期の初めに両議院において選任され、議員の任期中その任にあり(42 条 1 項)、議員は少なくとも一つの常任委員会の委員となる(2 項)。常任委員会には専門員という専門の知識を有する職員や、調査員を置くことができる(43 条)。

地方公共団体の議会も、条例で国会と同様の常任委員会を置くことができる(地方自治法 109)。常任委員会に対し、特別委員会は特定の議案のため議決によって会期ごとに設置される。(常任委員会制度)

東員町議会はかつて今より議員数が多く「予算決算常任委員会」「総務建設常任委員会」「教育民生常任委員会」「広報常任委員会」と何故 4 つ常任委員会が設置されたのかが、一つの常任委員会の委員となることを重視していたことからであったと推測されます。

常任委員会は議案を「趣旨説明→質疑→討論→採決」の順番で審査します。

内容は提案者が、提案した理由を委員たちに説明し(趣旨説明)、次に委員たちが、提案者や町長に質問をする。(質疑)。

討論では、委員ひとりひとりが、法律案に賛成または反対の立場を明らかにして議論し、討論し尽くしたら、採決をし、賛成が過半数であれば、その議案は本会議で審議されます。

よって仮に議会に委員会がなかったら、14 人の議員が毎回 1 つのことを議論しなければならなくなり多数で 1 つのことを話し合えば、意見が出すぎて議論が進まない可能性もあり、委員会をつくることが多いのです。

「みんなで決める」民主主義は、ときに非効率になる可能性があり委員会の仕組みを使うことで、効率を高めながら民主主義を守ることができるのです。

東員町の行政に関わるあらゆる問題は、このいずれかの常任委員会で話し合われます。



議員だより発行などのお仕事をされる「広報常任委員会」などは少人数グループの委員会にじっくり議論して頂き方針を定めてもらえば、あとは全員でその方針に賛成するか反対するか決めれば良いからです

ただ地方自治体の場合、地域特有の問題や期間限定の課題が頻繁に発生します。それらを常任委員会で扱ってしまうと、東員町の「行政のベース」となる議論が疎かる恐れもあり、そのような特殊な問題は、やはり特別委員会を作り、審議するほうが効率的です。

高沖氏も「広報公聴については、議会改革特別委員会から広報公聴委員会を作り、各委員会から人を選び副議長などが中心となり制度を進めるべき。」と説明され、これは広報公聴委員会は特別委員会として作るべきということだと理解しました。

広報公聴委員会が議員報告会など、「議会改革」の一旦を受け持つのであれば、その意味からも議会運営委員会で、まず「議会改革特別委員会設立」(仮称)するかを検討し、テーマを掲げ進めるかどうかを討論する必要があると考えます。

また、通年議会導入について説明されましたが、私は趣旨のない通年議会導入論には反対です。

何故なら通年議会導入に関しては、東員町で取り入れるには政策論の少なさ、議論のなさ、財政面、執行部の職員数を鑑みると、現行では問題が多すぎると考えています。

高沖氏も通年議会導入の際には、よく議論すべきとお話されておられました。

私が思いつく問題点と知っている例を少し挙げさせていただきますと

1 定例会の招集回数及び会期について議論されていない。

I. 会期設定をどうするか。先行自治体議会パターンか、自治法改正パターンか。

II. 会期の始期及び秋期をいつにするか。

III. 一事不再議の適用の原則が長期化する問題への対応をどうするか。

IV. 通年議会の場合、長の専決処分の要件を適用することがなくなると見込まれる。

原則として本会議を開会して議決することとなるが、審議方法等は執行機関と調整の上、個別案件に応じて適切に対応する必要があるのではないか。

2 会議録の調製についての問題

I. 現行制度のまま通年議会を導入すると、会議録の調製、配布が年1回となり、発言内容等の確認ができにくくなるので、会議規則を改正して、調製回数をふやすべきではなか。

II. 現在、「会期中に限り」可能とされている発言の訂正・取り消しの期限をどうするのか。

3 本会議、委員会等の開催経費等増加はどうするのか。

I. 日程が増すこと等により、開催経費が増加する。

四日市市では、本会議の開催日数は変わらないが、委員会の開催日数が増えた、他の導入市町でも緊急会議にかかる経費が増えた事例が多い。大阪狭山市、大津市、根室市、柏崎市などの実例がある。

II. 費用弁償の在り方を定額から実費に変更するなど検討する必要がある。

4 議会・議員の活動の在り方

- 5 議員の待遇については、一年間、議会に拘束されることなどから、議員報酬の見直しは必要となる。
 - 6 町民への説明等 についても町民に対する理解の求め方をどうするかも議論していない。
議会だよりやホームページで周知、市民説明会の開催、パブリックコメントの実施などで良いのか議論する必要がある。
 - 7 委員会の管内、管外視察 などの 実施時期、実施の必要性等、委員会の視察の在方を検討する必要。
 - 8 議員の日程調整
集中的に審議する期間以外の休会中に審議等を必要とする案件が提案されることがあるので、議員が、あらかじめ不在期間と連絡先を議長あてに報告するなどのルール作りが必要となる。
 - 9 事務局体制の人数等の問題
 - 10 検討する組織が無く通常は議会運営委員会だと考えるが議論されていない。
 - 11 執行機関側職員の議会对応がふえ、市民サービスが低下する可能性がある。
 - 12 用語（定義）の整理をしなければならない。
 - 13 開議（再開）（仮）定例会議の事前の日程調整、及び（仮）緊急会議の開議（定例会の再開） に関するルール化（請求があった場合の再開日の決定等）
 - 14 請願・陳情の提出期限は現行の通りでよいのか。本会議での参考人招致を行う場合、時間的余裕が必要ではないか。
 - 15 専決処分の指定
通年議会に伴うものではないが、改めて地方自治法第 180 条第 1 項の規定による 議会の権限に属する軽易な事項で専決処分にしてもかまわない事項の追加はないか検討する必要があるとこのようなことから議論することが多すぎて数えあげればきりがなく現状無理と判断している。
- ②今後、研修で得た知識等について、町議会活動にどのように反映するか
- 「広報公聴については、町民の声、意見を聴きモニター制度を進めるべき。」
と「町民の意見をいかに取り入れるか。」という趣旨が大切であり、「住民不在で議員が事業に評価点数をつけるなどのことは、絶対あってはならない」と力説されていた。
私もそう考えており、常に住民目線で活動や政策を掲げる議員でありたいと思う。
- ③その他
- 議員が研修を行うこと自体は大切なことだと思いますし、今回研修を決断された議長には敬意を表します。
- しかし、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい町内にも患者が発生しているこの時期に何故今、町民モニター制度も取り入れていない本町の研修内容が、「広報公聴について」や「通年議会」なのか素朴に疑問を持ちました。
- ぜひとも住民感情不在の研修会の開催、研修内容については、一考を願いたい。